

【現行】 ※平成20年9月30日まで

区 分	全額免除	半額免除
要件	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 身体障害者の属する世帯で、かつ生活保護法による保護の基準の最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる最低生活以下と認める世帯 市町村民税非課税の重度知的障害者の属する世帯 災害被災者（免除期間に制限あり） 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚・聴覚障害による身体障害者で、かつ契約者が世帯主 身体障害者手帳1級または2級である重度の肢体不自由者で、かつ契約者が世帯主 戦傷病者手帳（第1款症相当）を所持する者で、かつ契約者が世帯主
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 次のいずれか（身体障害者手帳・療育手帳） 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 次のいずれか（身体障害者手帳・戦傷病者手帳）

【平成20年10月1日以降】 ※申請受付は8月から可能です。

区 分	全額免除	半額免除
要件	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯 災害被災者（免除期間に制限あり） 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳を所持する視覚、聴覚障害者で、かつ契約者が世帯主 上記以外の身体障害者（1級または2級）・知的障害者（重度）・精神障害者（1級）で、かつ契約者が世帯主 戦傷病者手帳（第1款症相当）を所持する者で、かつ契約者が世帯主
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 次のいずれか（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 次のいずれか（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳）

税務課 内線222・223

保険料の特別徴収にかかる社会保険料控除の適用について

本年4月から後期高齢者医療保険料（後期）および国民健康保険税（国保）は、原則として年金から特別徴収されています。この度、政令の改正により、要件を満たしていれば本年10月以降の年金から特別徴収を中止し、口座振替により保険料を支払うことが可能となりました。このことについて後期・国保の各健康保険に加入されている世帯には7月中旬に送付した納付（納税）通知書に同封しているチラシにて手続方法についてご連絡はいたしました。今回新たに社会保険料控除の適用について決定しましたのでお知らせいたします。

現在の特別徴収の場合、保険料を支払うのは年金の受給者自身であるため、年金受給者本人のみ社会保険料控除が適用されますが、今回新たに年金からの特別徴収を中止し、被保険者の世帯主または配偶者の口座から口座振替により保険料を支払うことが可能となりました。この場合の社会保険料控除は、口

教員免許更新制について

生涯教育課 内線415

現職の教員でない方へのお知らせ

教員免許更新制が平成21年4月1日からスタートします。教員免許状を持っていて、現在、学校や幼稚園に勤めていない場合は、免許状更新講習を受講しなくても、免許状は失効しません。

ただし、満35歳、45歳、55歳を迎える年度末（3月31日）までに、更新講習を修了しないと教壇に立つことができなくなります。将来、教員として勤める予定のある方で、満35歳、45歳、55歳を迎える年度末までに更新講習を修了していない方は、教

座振替により保険料を支払った世帯主または配偶者に適用されます。このため被扶養者となっている方については口座振替により納付することで扶養者の方の住民税の負担額が下がる場合があります。

※住民税額が均等割（4,500円）のみの方の負担額は下がりにません。